

月 刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

10

2015
OCTOBER
No.644

総務

月刊総務電子版

<https://www.e-manager.jp/>

特集

コーポレート ガバナンス・コードの 本質と在り方

コード適用で上場企業の経営はどう変わる!?

第2特集

社内報のメリットと上手な活用術

総務のマニュアル

削減から効果継続まで

無理なく実現できる コストマネジメント

月刊総務オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

来年一月一日以後の特定口座の概要

来年一月一日以後、特定公社債等の利子・収益分配金およびこれらの売却などによる所得が申告分離課税の対象とされ、これらの所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）、および譲渡所得等との損益通算ならびに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。これに伴って、金融商品取引業者等に開設した特定口座に、その口座を通じて取得した特定公社債等を受け入れることができるようになります。

また、特定口座のうち源泉徴収口座には、その金融商品取引業者等を通じて支払いを受ける特定公社債等の利子・収益分配金も受け入れることができるようになります。

「財産債務調書」の提出制度の創設

本年度の税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産および債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす者※に対し、その保有する財産および債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

※所得税等の確定申告書の提出が必要な方で、その年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が二〇〇〇万円を超え、かつ、その年の一二月三十一日において、保有する財産の価額の合計額が三億円以上の財産またはその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産を有する方。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナース